

## 南相馬市告示第 号

## 南相馬市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 高齢者が地域において自立した日常生活を送ることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48に基づき、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（以下「地域ケア推進会議」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インフォーマル活動 住民相互の見守り活動、ボランティア活動など公式に規定される活動ではなく非公式な自主的活動
- (2) 地域包括ケアシステム 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組み

## (所掌事項)

第3条 地域ケア推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別検討ケースの課題を専門多職種が協働して分析し、地域に共通する課題を顕在化させ、高齢者全般に渡る課題解決に向けた協議を行うこと。
- (2) 個別ケースの課題分析の積み重ねや、高齢者の実態把握を通し、医療・介護・福祉等関係機関相互のネットワーク構築の推進を図ること。
- (3) 地域に不足するサービスを調査し、インフォーマル活動や地域の見守りネットワークその他地域で必要な資源開発に向け協議すること。
- (4) 地域に必要な取組を明らかにし、政策の立案等について協議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(組織)

第4条 地域ケア推進会議の構成員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉事業関係者
- (4) 民生委員及び児童委員
- (5) 介護保険サービス事業所職員
- (6) 高齢者関係機関職員
- (7) 高齢福祉担当部長
- (8) 地域包括支援センター職員
- (9) その他市長が必要と認める者

修正前

次に掲げる者とし、15人以内で構成する。

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中に委員が前条の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

(会長)

第6条 地域ケア推進会議に会長を置き、高齢福祉担当部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 会長は、必要に応じ随時地域ケア推進会議を招集する。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、地域ケア推進会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

3 地域ケア推進会議は、会長がその議長となる。

4 地域ケア推進会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開することができる。

修正前

地域ケア推進会議の会議は、

(守秘義務)

第8条 地域ケア推進会議に出席した者は、会議において知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 地域ケア推進会議の庶務は高齢福祉担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、地域ケア推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域ケア推進会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後初めて委嘱又は任命する委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。